

## 水産林務委員会開催状況

開催年月日 平成22年11月24日

質問者 自民党・道民会議 小野寺 秀 委員

答弁者 水産林務部長、林務局長 ほか

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>【報告】</b>  <b>○ 沖田 委員長</b>                      次に、森林所有者の把握に関し、理事者から発言を求められておりますので、これを聴取いたします。</p>	<p><b>○ 野呂田 水産林務部長</b>                      道では、本年6月の水産林務委員会における議論を踏まえ、海外資本等による林地取得の状況や、水源のかん養などの機能が重視される水土保持林を所有する企業情報などについて調査を行ってきたところであり、9月の本委員会では、8月末現在の状況についてご報告申し上げたところでございます。</p> <p>その後、議論のありました国土利用計画法に基づく土地売買等届出書を森林売買の把握に活用することが可能となったほか、国におきましても、国会で海外資本による林地取得など土地制度に関する問題が取り上げられ、議論されるとともに、林野庁長官などによる現地の視察や北海道の取り組みをモデルとした海外資本による林地取得の確認作業が全国的に行われているところでございます。</p> <p>こうした状況を踏まえ、道では、これまでの調査の精度を更に高めるため、林地を所有する企業に対しアンケート調査を行うとともに、土地売買等届出書の確認や、過去の海外資本等による林地取得を把握するための森林調査簿の確認を行ってきたところであり、今回、これらの調査について、取りまとめましたのでご報告申し上げます。</p> <p>調査結果の詳細につきましては、このあと森林計画担当局長が報告しますが、新たに、海外資本（法人）による林地取得を13件、海外に所在する個人による取得を11件確認したところであり、既に報告済みの9件を含めると、海外資本等による林地取得は33件、820ヘクタールとなっているところでございます。</p> <p>道といたしましては、関係部局とこうした情報の共有化を図るとともに、本道の森林が適切に管理されるよう、市町村とも連携しながら、森林所有者情報の的確な把握などに努めてまいりますので、沖田委員長、吉田副委員長はじめ、委員の皆様方には、特段のご指導を頂きますよう、お願い申し上げます。</p> <p><b>○ 森田 森林計画担当局長</b>                      海外資本等による林地の取得状況などを調査した結果につきまして、資料に基づきご報告申し上げます。</p> <p>資料2をご覧いただきたいと存じます。1ページの上段に海外資本等による林地取得状況を総括でお示ししておりますが、ただ今部長の報告にありましたとおり、道内では、報告済みの分も含め、33件、820ヘクタールの林地が取得されており、その内訳は、海外資本、法人でございますが、これによるものを新たに13件、304ヘクタール確認し、報告済みの6件を含めると、19件、714ヘクタールとなったほか、海外に所在する個人によるものを、新たに11件、53ヘクタール確認し、報告済みの3件を含めると、14件、106ヘクタールとなったところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
	<p>次に、調査結果の詳細についてご報告申し上げます。</p> <p>1 ページ目、1 の森林を所有する企業への調査でございますが、これは道内に水土保持林を所有する企業、それから平成18年～21年に新たに森林を取得した企業、合わせて2,232社、これは重複を除いておりますが、これらに対して出資の状況などについて調査を行ったものでございます。</p> <p>9月の委員会報告では、8月末段階の市町村への聞き取り調査の結果につきましてご報告申し上げましたが、その後の市町村からの情報等により、(1)にありますとおり、海外資本の出資割合が50%以上の企業を3社、これは報告済み1社、新規が2社でございますが、これを確認しております。</p> <p>さらに、(2)にありますとおり、企業の所有森林ではないことが確認できました91社を除く、2,141社に対しまして、ダイレクトメールで企業情報や所有森林の取り扱い等についてアンケート調査を行いましたところ、451社から調査票を回収しておりますが、この中に、海外資本の出資割合が50%以上の企業は確認されていないところでございます。</p> <p>この(1)と(2)の調査結果を取りまとめたものが(3)でございますが、海外資本であるものが3社、海外資本の可能性のあるものが8社となっております。その下に海外資本3社が所有する森林面積などについて記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。</p> <p>なお、不明が1,258社とありますが、この中には、宛先不明で返送された913社の企業も含まれておりまして、今後、さらに所有者の把握に努める必要があるものと考えております。</p> <p>2ページでございますが、企業へのアンケート調査のうち、森林の所有目的などについて調査結果を記載してございますが、所有目的といたしましては、「資産としての保有」が最も多く、このほかに、「売買のため」、あるいは、「水資源の取得」、「リゾート開発」などの目的も見られます。また、今後の意向につきましては、「長期的に保有したい」というのが最も多い状況にありますが、「場合によっては売却したい」、「売却を予定している」が合わせて3割を超えるといった状況にございます。</p> <p>次に、3ページでございます。2の新たに確認された海外資本等による林地取得についてでございますが、これは、本年10月21日から、森林所有者の把握に関しまして、国土利用計画法に基づく土地売買等届出書の情報が活用できることとなりましたことから、あらためてこの届出書で平成17年以降の林地取得状況を調査したものでございます。</p> <p>調査の結果、新たに、海外に所在する企業(法人)による林地取得を、10件、67ヘクタール、また、海外に所在する個人による林地取得を、8件、38ヘクタール確認したところでございます。</p> <p>最後に、同じ3ページの3の平成17年以前の海外資本等による林地取得についてでございますが、これは、道が所有する森林調査簿全件の中で、所有者が海外に在住していると思われるものを抽出いたしまして、最終的に登記簿謄本により確認したものでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>【質疑】森林所有者の把握について</b></p> <p>○ <b>小野寺 委員</b>  それでは、今、海外資本の林地取得状況の結果報告、これがありました。確認を含めて以下質問をしてまいりたいと思います。</p> <p><b>(一) 海外資本等による自衛隊等の施設周辺の林地取得について</b>  まず、最初にこの調査結果ですけれど、「危機管理上、早急に調べる」と知事が明言をした自衛隊や警察といった施設の周辺に関する取得の報告がございませんでした。まず、この結果についてお教えてください。</p> <p>昨日ですけれども、北朝鮮が韓国に砲撃をしたと。危機管理上ですね、こういう状況になっているということは非常に驚くべきことで、実際に自衛隊の施設の周辺や警察署の周辺で54件所有者がわからないということで、まあ危機的な状況だというふうに思いますので、早急に対応していただきたいというふうに思います。</p> <p><b>(二) 所有企業を特定することが困難な森林について</b>  次の質問に移りますが、今回の調査ですけれども、調査の対象は、保安林指定をされていなくて、林業・木材関係以外の会社で水土保持林を含む林地で5年以上施業計画が出ていないという条件に絞って2,141社、これを調べたというふうに思いますが、この2,141社の42%にあたる913社、これが「宛先不明」で調査ができなかったという、この数字に私は非常に驚いておりますが、そこでお伺いしたいのが、所有者を特定できない913箇所の森林を含めて、企業が所有する森林のうち、現段階において道が所有者を特定することが困難であるというふうに考えている森林の所有者数及び面積は一体どのようになっているのかお教えてください。</p>	<p>調査の結果、海外に所在する企業（法人）による林地取得を、1件、0.9ヘクタール、海外に所在する個人による林地取得を、4件、15ヘクタール確認したところでございますが、法人による取得1件につきましては、昭和40年から海外在住の個人が所有し、平成20年に海外に所在する企業に売買されたものであることを確認しております。</p> <p>なお、4ページ目の、最後のページになりますが、報告済みの分、これは網掛けをしている分でございますが、これを含めまして町村別に海外資本等による林地取得状況を取りまとめておりますので、参考としていただきたいと思っております。</p> <p>○ <b>森田 森林計画担当局長</b>  自衛隊等の施設周辺の林地取得についてでございますが、先ほど、ご報告申し上げました海外資本等により取得された33件820ヘクタールのうち、自衛隊等の国民保護関係機関の周辺の林地は、倶知安町におきまして、自衛隊の施設から約2キロメートルの位置に1件、2ヘクタール、また、約3キロメートルの位置に2件、107ヘクタールとなっております。</p> <p>なお、企業へのアンケート調査におきまして、宛先不明で所有者が特定できなかった913件のうち、自衛隊施設や警察署などの周辺に存在する林地は、27市町村で54件、579ヘクタールとなっております。</p> <p>○ <b>森田 森林計画担当局長</b>  所有企業の特定が必要な森林についてでございますが、今回の調査は、水土保持林を所有する林業・木材産業関係以外の企業を対象としており、この中で、「宛先不明」により、所有者を特定できていない森林が913社、約1万4千ヘクタールあったところでありまして、水土保持林以外の資源の循環利用林などを所有する企業においても、森林施業計画を作成せず、長期間、森林整備事業を実施していない企業が、林業・木材産業関係以外で2,452社、約3万3千ヘクタール存在することを確認しているところでございます。</p> <p>道といたしましては、こうした企業の中にも、倒産や廃業などにより、企業名や所在地が変更となっているものが含まれている可能性がありますことから、今後、これらについて、所有企業を特定する必要がある</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 一 再</p> <p>今の答弁でちょっとよくわからなかったんですが、もう一度お聞きをしますが、道が所有者を特定できていない森林というのは、今の答弁から察するに、まず913社の1万4千ヘクタールと、分譲森林の2万5千ヘクタールを合わせた最低でも3万9千ヘクタール、これが道が所有者を確認できない森林の面積というふうに考えてよろしいのか、お答えください。</p> <p>北海道の土地でありながら、道庁が3万9千ヘクタールの土地の所有者がわからないということも非常にたいへんなことであるというふうに思いますが、次の質問に移ります。</p> <p>(三) 森林所有者の把握について</p> <p>この調査ですけれども、国土利用計画法の届出書と森林調査簿、これをはじめてつき合わせて調査を行ったということですが、それでもこれだけの所有者がわからないということで、私は非常に愕然としておりますが、そこでですね、私は道庁の今回の調査ですけれども2, 141社、これを対象に調査を行ったということですが、これ以外にももう少しですね、調査範囲を拡大する必要があるんじゃないのかなというふうに思っております。</p> <p>実際今回の調査は水保全林ということを中心に水資源ということで調査をしましたが、水資源とっている場合じゃないんじゃないかと。森林そのものの所有者がわからないといった状況があるんだとしたら、その部分にもポイントを絞ってですね、しっかり調査をしていく必要があるというふうに考えますが、道の見解をお伺いします。</p> <p>予算を計上してまで、しっかりと調べていただけるということで、是非ともよろしく願います。</p> <p>(四) 今後の対応について</p> <p>最後の質問でございますけれども、日本における森林政策が異常事態に陥っているというのは、今の道庁からの報告でもはっきりとわかりましたが、全国の4分の1の森林を所有する北海道として、我々は出来る限りの対応をしなければならぬというふうに考えているところでございます。</p> <p>私は、こうした海外資本による林地取得に代表される国土に関わる問題を解決する為には、“森林そのもの</p>	<p>と考えております。</p> <p>なお、このほかに、所有者の特定が非常に困難な森林といたしまして、原野商法のように売り出され、林地を細分化し、分譲された森林、いわゆる分譲森林が約113万筆、2万5千ヘクタールありまして、道といたしましては、現在、森林整備を行う必要がある森林の抽出などの作業を行っているところでございます。</p> <p>○ 森田 森林計画担当局長</p> <p>所有者を特定できない森林の面積についてでございますが、ただ今、お答えしましたとおり、現段階で所有者の特定ができていない森林は、委員からご指摘がございましたとおり、今回の調査で、「宛先不明」となった約1万4千ヘクタールに、所有者の特定が非常に困難な分譲森林、約2万5千ヘクタールを加えた3万9千ヘクタールとなっております。</p> <p>○ 沓沢 林務局長</p> <p>森林所有者の把握についてであります。先ほど、森林計画担当局長がお答えしましたように、所有者を特定できていない企業913社に加えまして、水保全林以外の2, 452社の森林におきましても、所有企業を特定する必要がありますことから、今後、ダイレクトメールの活用や登記簿謄本の確認などによりまして、速やかに、実態の把握を進めていく必要があると考えております。</p> <p>道といたしましては、このような所有者を特定できていない森林につきましては、道や市町村による施業の代行が可能となりますよう、必要な法制度の整備を国に要望しているところであります。この度の第4回道議会定例会におきましても、森林整備加速化・林業再生事業にかかる補正予算を計上いたしまして、市町村との連携や民間企業への委託などにより不在村森林所有者などの情報の整備を進めることとしておりまして、こうした取組の成果も活用しながら、森林所有者の適確な把握に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>○ 野呂田 水産林務部長</p> <p>今後の対応についてでございますけれども、本日御報告申し上げましたように、道では、海外資本等が相次いで本道の林地を取得していることを確認したところであります。その目的や所有者の実態が明らかでないことなどから、道民の皆様が、こうした状況に不安や懸念を抱くことのないよう、森林を守り、育てていくことはもとより、水資源の保全や危機管理などの観点からも、森林を含めた土地売買のあり方について、</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>を守る”という視点だけでなく“水資源や生物多様性の保全、危機管理上の問題等々あらゆる側面からこの問題を議論する必要がある”というふうに考えております。そのために、先日、道庁内に設置した森林や水に関するタスクフォースチーム、これを早急にですね、多くの議論をするような組織にする必要があるというふうに考えております。</p> <p>この点について、道はどのように対応されようとするのか、お教えてください。</p> <p>私の質問はこれで終わりますが、森林を担当する水産林務部の方で、総合政策部と定期的な協議を進めていくというふうに言っていたので、これで私はこれで満足をしています。ただですね、本道の森林は危機的な状況で、待ったなしの状況になっているというふうに思っております。</p> <p>是非ともスピード感を持って道民のために本道の森林を守っていただけるべくよろしくお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。</p>	<p>検討を進めていく必要があると考えているところでございます。</p> <p>私といたしましては、市町村の協力も得ながら、引き続き森林所有者の適確な把握に努め、森林の計画的な整備や伐採・開発などに係る法令の遵守を周知・徹底していくとともに、委員からご提言のありました「北海道土地・水対策連絡協議会」の今後の検討について、森林政策を担当する部局として問題意識を持ち、総合政策部と定期的に協議を進めるなどして、海外資本等による林地取得の問題など本道の森林の適切な整備と管理に努めていく考えでございます。</p>